○国土交通省令第六十五号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十四条第三項及び第五項並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第七号の規定に基づき、並びに道路整備特別措置法を実施するため、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年九月一日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（車両の通行方法） **第十三条**　（略） 2　国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限り、法第二十四条第三項の認可をするものとする。 一　一般専用有人施設（料金を徴収する事務に従事する者（以下この項において「係員」という。）が料金の収受又は通行券（法第二十四条第三項に規定する運転者が通行させる自動車その他の車両（以下この項において「通行車両」という。）の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。）の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法 イ～ハ　（略） 二～六　（略） 3　（略） （運転者等から徴収できなかつた料金の請求に必要な情報） **第十四条**　法第二十四条第五項の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。	（車両の通行方法） **第十三条**　（略） 2　国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限り、法第二十四条第三項の認可をするものとする。 一　一般専用有人施設（料金を徴収する事務に従事する者（以下この項において「係員」という。）が料金の収受又は通行券（法第二十四条第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両（以下この項において「通行車両」という。）の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。）の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法 イ～ハ　（略） 二～六　（略） 3　（略） （新設）

一　検査対象軽自動車及び小型自動車で二輪のもの　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車検査証に記載された使用者の氏名又は名称及び住所その他運転者等を特定するために必要な事項

二　検査対象外軽自動車　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第一項に規定する使用の届出書に記載された使用者の氏名又は名称及び住所その他運転者等を特定するために必要な事項

第十五条～第十八条　（略）

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　法第十二条第一項第七号に規定する無利子貸付けに関する事項 八　法第十二条第一項第八号に規定する無利子貸付けに関する事項 九　法第十二条第一項第九号に規定する助成に関する事項 十　法第十二条第一項第十号に規定する道路管理者の権限の代行その他の業務に関する事項 十一　法第十二条第一項第十一号に規定する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）に規定する業務に関する事項 十二　法第十二条第一項第十二号に規定する附帯する業務に関する事項 十三～十八　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～六　（略） （新設） 七　法第十二条第一項第七号に規定する無利子貸付けに関する事項 八　法第十二条第一項第八号に規定する助成に関する事項 九　法第十二条第一項第九号に規定する道路管理者の権限の代行その他の業務に関する事項 十　法第十二条第一項第十号に規定する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）に規定する業務に関する事項 十一　法第十二条第一項第十一号に規定する附帯する業務に関する事項 十二～十七　（略）

第十四条～第十七条　（略）